

東京都市計画一団地の住宅施設の変更（練馬区決定）

都市計画上石神井一団地の住宅施設を廃止する。

理由：上石神井四丁目地区地区計画の決定に伴い、良好な居住環境の住宅を確保するため、既設住宅の住宅改善を行い、併せて公共・公益的施設の整備を図るため一団地の住宅施設を廃止する。

参考 旧計画書(東京都市計画上石神井一団地の住宅施設)

名称	位置	面積	建築物（密度）の限度		住宅の 予定戸数	配置の方針
			建築面積の敷 地面積に対す る割合	延べ面積の敷 地面積に対す る割合		公共施設
						道 路
上石神井一団地の住宅施設	練馬区上石神井四丁目、石神井台四丁目及び石神井台七丁目各地内	約 9.9ha	3/10	10/10	(中層)約 1,210 戸	団地内には幅員 4 m～6 mの通路を適宜配置する。

配 置 の 方 針							
公共施設				その他の公共施設	公 益 的 施 設	住 宅	
公園及び緑地			備考				
種別	名称	面積		備考	上水道	下水道	ガス
都市計画 緑地	石神井川緑地	2.34ha	昭32.12.21 建設省告示第1,689号	上水は、東京都水道事業より供給を受ける。	汚水は、公共下水道に直接放流する。	ガスは、東京ガス(株)より供給を受ける。	集会所 4ヶ所 管理事務所 1ヶ所 保育所 2ヶ所 店舗 10ヶ所 共同浴場 1ヶ所 学童クラブ 1ヶ所 住宅は中層住宅とし、冬至において概ね4時間以上の日照を確保するほか、団地内外の住環境に留意し配置する。
児童公園	2ヶ所	約0.56ha					
児童遊園 緑地	4ヶ所	約0.28ha 約0.28ha					

「区域並びに公共・公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり」